藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正に ついて

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程を次のように改正する。 2024年(令和6年)2月15日提出

藤沢市教育委員会 教育長 岩 本 將 宏

- 1 一部改正する規程 別紙のとおり
- 2 施行期日2024年(令和6年)4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、教育委員会に配置する会計年度任用職員の職の名称変更及び新たに月額報酬の看護師を配置するなど、所要の改正をする必要による。

庁 中 一 般 出先機関一般

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程を 次のように定める。

令和6年2月 日

藤沢市教育委員会 教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正 する規程

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成21年藤沢市教育 委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中、「特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、別表第1(」を、「特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は別表第1、」に改める。

別表第4中 職種が支援教員 を 職種が教育指導 に改め、同表である者 」

職種が看護師である者の項中

を

4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間又は124時間で勤務するものとする。1勤務は次の(1)又は(2)に掲げる勤務時間の区分に応じ当該(1)又は(2)に定めるものとする。

- (1) 6 0 時間を超えない範囲内で任命権者が定めた時間の場合 午前 8 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分までの間の 6 時間を超えない範囲内で学校長が定める割振り
- (2) 1 2 4 時間の場合 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 1 勤務が(1)の場合 6 0 分以内とし、 その時限は、学校長 が定める。
- 1 勤務が(2)の場合 一般職員に同じ。

に

改め、同表中

職種が一般教員 である者

・ 職種が教育教員 である者

に改める。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

改正後

○藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程

平成21年4月1日教委訓令甲第1号

(中略)

(対象職員の範囲及び勤務時間等)

第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等 第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等 は別表第1、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の 規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) のうち1週間について 15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものに あっては別表第2、定年前再任用短時間勤務職員のうち1週間について15 時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用され るものにあっては別表第3、地方公務員法第22条の2第1項第1に規定す る会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。) にあっては別 表第4)のとおりとする。

(中略)

対象者の範囲	勤務時間及びその割	休憩時間	週休日
	振り		
職種が 教育指導 員で	4週間について77時	一般職員に	日曜日、土
ある者	間30分又は124時間	同じ。	曜日及び条
	で勤務するものとす		例第3条の
	る。1勤務は午前8		規定により
	時30分から午後5時		任命権者が
	15分までとする。		定める日
職種が新入生サポー	1週間について20時		一般職員に
ト講師である者	間で勤務するものと		同じ。
	する。1勤務は午前		

改正前

○藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程 平成21年4月1日教委訓令甲第1号

(中略)

(対象職員の範囲及び勤務時間等)

は、別表第1(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項 の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるも の(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) のうち1週間につい て15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるもの にあっては別表第2、定年前再任用短時間勤務職員のうち1週間について 15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用さ れるものにあっては別表第3、地方公務員法第22条の2第1項第1に規定 する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあっては 別表第4)のとおりとする。

(中略)

対象者の範囲	勤務時間及びその割	休憩時間	週休日
	振り		
職種が <u>支援教</u> 員であ	4週間について77時	一般職員に	日曜日、土
る者	間30分又は124時間	同じ。	曜日及び条
	で勤務するものとす		例第3条の
	る。1勤務は午前8		規定により
	時30分から午後5時		任命権者が
	15分までとする。		定める日
職種が新入生サポー	1週間について20時		一般職員に
ト講師である者	間で勤務するものと		同じ。
	する。1勤務は午前		

		改正後						改正前		
		8時30分から午後1						8時30分から午後1		
		時までの間の4時間						時までの間の4時間		
		を超えない範囲内と						を超えない範囲内と		
		し、学校長がその割						し、学校長がその割		
		振りを定める。						振りを定める。		
職種が	学務保健課	4週間について72時		日曜日、土		職種が	学務保健課	4週間について72時		日曜日、土
市費講	に所属する	間で勤務するものと		曜日及び条		市費講	に所属する	間で勤務するものと		曜日及び条
師であ	もので小学	する。1勤務は午前		例第3条の		師であ	もので小学	する。1勤務は午前		例第3条の
る者	校に勤務す	8時30分から午後5		規定により		る者	校に勤務す	8時30分から午後5		規定により
	るもの	時までの間の6時間		任命権者が			るもの	時までの間の6時間		任命権者が
		を超えない範囲内と		定める日				を超えない範囲内と		定める日
		し、学校長がその割						し、学校長がその割		
		振りを定める。						振りを定める。		
	学務保健課	4週間について60時		日曜日、土			学務保健課	4週間について60時		日曜日、土
	に所属する	間を超えない範囲内		曜日及び条			に所属する	間を超えない範囲内		曜日及び条
	もので中学	の任命権者が定めた		例第3条の			もので中学	の任命権者が定めた		例第3条の
	校に勤務す	時間又は72時間で勤		規定により			校に勤務す	時間又は72時間で勤		規定により
	るもの	務するものとする。		任命権者が			るもの	務するものとする。		任命権者が
		1勤務は午前8時30		定める日				1勤務は午前8時30		定める日
		分から午後5時まで						分から午後5時まで		
		の間の6時間を超え						の間の6時間を超え		
		ない範囲内とし、学						ない範囲内とし、学		
		校長がその割振りを						校長がその割振りを		
		定める。			_			定める。		
	看護師である	4週間について60時	1 勤務が	条例第3条		職種が	看護師である	4週間について60時	60分以内と	条例第3条
者		間を超えない範囲内	(1)の場合	の規定によ		者		間を超えない範囲内	し、その時	の規定によ
		の任命権者が定めた	60分以内と	り任命権者				の任命権者が定めた	限は、学校	り任命権者
		時間 <u>又は124時間</u> で	し、その時	が定める日				時間で勤務するもの	長が定め	が定める日

	改正後		改正前						
	勤務するものとす 限は、学校		とする。1勤務は午る。						
	る。 1勤務は次の 長が定め		前 8 時30分から午後						
	(1)又は(2)に掲げる。		3 時30分までの間の						
	る勤務時間の区分に (2)の場合		6時間を超えない範						
	応じ当該(1)又は 一般職員に		囲内とし、学校長が						
	(2)に定めるものと 同じ。		その割振りを定め						
	<u>する。</u>		る。						
	(1) 60時間を超え								
	ない範囲内で任								
	命権者が定めた								
	時間の場合午前								
	8時30分から午								
	後3時30分まで								
	の間の6時間を								
	超えない範囲内								
	で学校長が定め								
	<u>る割振り</u>								
	(2) 124時間の場								
	<u>合午前8時30分</u>								
	<u>から午後5時15</u>								
	分まで								
職種が教育指導		日曜日、土	職種が 教育指導課 4週間について62時 45分とし、 日曜日、土						
教育関に所属す		曜日及び条	教育関 に所属する 間で勤務するものと その時限 曜日及び条						
連図書もので教			連図書 もので教育 する。1勤務は午前 は、学校長 例第3条の						
館司書文化セン		規定により	館司書 文化センタ 8時30分から午後5 が定める。 規定により						
である一に勤務		任命権者が	である一に勤務す一時までとする。 任命権者が 付いてる						
者るもの以	Øኑ	定める日	者 るもの以外 定める日						
のもの			のもの						

		改正後			改正前					
教育指導	導課	4週間について124	一般職員に	日曜日、土		教育指導課	4週間について124	一般職員に	日曜日、土	
に所属	する	時間で勤務するもの	同じ。	曜日及び条		に所属する	時間で勤務するもの	同じ。	曜日及び条	
もので	教育	とする。1勤務は午		例第3条の		もので教育	とする。1勤務は午		例第3条の	
文化セン	ンタ	前8時30分から午後		規定により		文化センタ	前8時30分から午後		規定により	
ーに勤	務す	5 時15分までとす		任命権者が		ーに勤務す	5 時15分までとす		任命権者が	
るもの		る。		定める日		るもの	る。		定める日	
職種がスクール	/カウ	4週間について124	1 勤務が	日曜日及び	職種がス	スクールカウ	4週間について124	1勤務が	日曜日及び	
ンセラーである	· 者	時間で勤務するもの	(1)の場合	条例第3条	ンセラー	-である者	時間で勤務するもの	(1)の場合	条例第3条	
		とする。1勤務は次	60分とし、	の規定によ			とする。1勤務は次	60分とし、	の規定によ	
		のいずれかとし、所	その時限	り任命権者			のいずれかとし、所	その時限	り任命権者	
		属長がその割振りを	は、所属長	が定める日			属長がその割振りを	は、所属長	が定める日	
		定める。	が定める。				定める。	が定める。		
		(1) 午前8時30分	1 勤務が				(1) 午前8時30分	1勤務が		
		から午後5時15分	(2)の場合				から午後5時15分	(2)の場合		
		まで	45分とし、				まで	45分とし、		
		(2) 午後8時30分	その時限				(2) 午後8時30分	その時限		
		から午後5時まで	は、所属長				から午後5時まで	は、所属長		
		(3) 午前8時30分	が定める。				(3) 午前8時30分	が定める。		
		から午後0時15分					から午後0時15分			
		まで					まで			
		(4) 午前8時30分					(4) 午前8時30分			
		から午後 0 時30分					から午後0時30分			
		まで					まで			
職種がスクール	ノソー	4週間について124	一般職員に	日曜日、土	職種がス	スクールソー	4週間について124	一般職員に	日曜日、土	
シャルワーカー	ーであ	時間で勤務するもの	同じ。	曜日及び条	シャルワ	フーカーであ	時間で勤務するもの	同じ。	曜日及び条	
る者		とする。1勤務は午		例第3条の	る者		とする。1勤務は午		例第3条の	
		前8時30分から午後		規定により			前8時30分から午後		規定により	
		5 時15分までとす		任命権者が			5 時15分までとす		任命権者が	

		改正後				改正前						
		る。		定める日				る。		定める日		
職種が設	部活動指導員	4週間について60時		条例第3条		職種が設	部活動指導員	4週間について60時		条例第3条		
である者		間を超えない範囲内		の規定によ		であるネ	者	間を超えない範囲内		の規定によ		
		の任命権者が定めた		り任命権者				の任命権者が定めた		り任命権者		
		時間で勤務するもの		が定める日				時間で勤務するもの		が定める日		
		とする。1勤務は午						とする。1勤務は午				
		前8時30分から午後						前8時30分から午後				
		6 時30分までの間の						6 時30分までの間の				
		6時間を超えない範						6時間を超えない範				
		囲内とし、学校長が						囲内とし、学校長が				
		その割振りを定め						その割振りを定め				
		る。						る。				
職種が	教育指導課	4週間について124	1 勤務が	日曜日、土		職種が	教育指導課	4週間について124	1勤務が	日曜日、土		
教育支	に所属する	時間で勤務するもの	(1)の場合	曜日及び条		一般教	に所属する	時間で勤務するもの	(1)の場合	曜日及び条		
<u>援</u> 員で	もので学校	とする。1勤務は次	60分とし、	例第3条の		員であ	もので学校	とする。1勤務は次	60分とし、	例第3条の		
ある者	教育相談セ	のいずれかとし、所	その時限	規定により		る者	教育相談セ	のいずれかとし、所	その時限	規定により		
	ンターに勤	属長がその割振りを	は、所属長	任命権者が			ンターに勤	属長がその割振りを	は、所属長	任命権者が		
	務するもの	定める。	が定める。	定める日			務するもの	定める。	が定める。	定める日		
		(1) 午前8時30分	1 勤務が					(1) 午前8時30分	1勤務が			
		から午後5時15分	(2)の場合					から午後5時15分	(2)の場合			
		まで	45分とし、					まで	45分とし、			
		(2) 午後8時30分	その時限					(2) 午後8時30分	その時限			
		から午後5時まで						から午後5時まで				
			が定める。		1				が定める。			
	教育指導課	4週間について124					教育指導課	4週間について124	一般職員に	日曜日、土		
		時間で勤務するもの		曜日及び条				時間で勤務するもの		曜日及び条		
	もので教育	とする。1勤務は午		例第3条の			もので教育	とする。1勤務は午		例第3条の		
	文化センタ	前8時30分から午後		規定により			文化センタ	前8時30分から午後		規定により		

		改正後			改正前					
ーに勤和	努す	5 時15分までとす		任命権者が		ーに勤務す	5 時15分までとす		任命権者が	
るもの		る。		定める日		るもの	る。		定める日	
職種が調理業務	員で	52週間について1612	60分とし、	日曜日、土	職種が訓	間理業務員で	52週間について1612	60分とし、	日曜日、土	
ある者		時間で勤務するもの	その時限	曜日及び条	ある者		時間で勤務するもの	その時限	曜日及び条	
		とする。1勤務は午	は、学校長	例第3条の			とする。1勤務は午	は、学校長	例第3条の	
		前8時15分から午後	が定める。	規定により			前8時15分から午後	が定める。	規定により	
		5 時までとする。		任命権者が			5時までとする。		任命権者が	
				定める日					定める日	
職種が調理補助	員で	52週間について806	60分とし、	日曜日、土	職種が訓	間理補助員で	52週間について806	60分とし、	日曜日、土	
ある者		時間で勤務するもの	その時限	曜日及び条	ある者		時間で勤務するもの	その時限	曜日及び条	
		とする。1勤務は午	は、学校長	例第3条の			とする。1勤務は午	は、学校長	例第3条の	
		前8時15分から午後	が定める。	規定により			前8時15分から午後	が定める。	規定により	
		5 時までとする。		任命権者が			5時までとする。		任命権者が	
				定める日					定める日	